

申立て手続きに必要な書類

法定後見制度

1 申立書類と附属書類

申立書

(保佐・補助の場合、必要に応じて) 代理行為目録・同意行為目録

申立事情説明書

陳述書 (本人以外の者が後見開始申立てをする場合)

親族関係図、親族の意見書

後見人等候補者事情説明書

財産目録、相続財産目録 (本人を相続人とする相続財産がある場合)、
収支予定表

2 戸籍・住民票等

申立人及び本人の戸籍謄本

本人の住民票又は戸籍附票 ※マイナンバー表示のないもの

本人の登記されていないことの証明書

後見人等候補者の住民票又は戸籍附票

3 診断書等

診断書 (成年後見制度用)

鑑定についてのおたずね

本人情報シート (コピーしたもの)

4 本人についての資料

財産関係等の資料



任意後見制度

◆任意後見契約締結

- 本人及び任意後見受任者の印鑑登録証明書
- 本人の戸籍謄本
- 本人及び任意後見人の住民票

◆後見監督人の選任申立て

1 申立書類と附属書類

- 申立書
- 申立事情説明書
- 親族関係図
- 任意後見人事情説明書
- 財産目録、相続財産目録（本人を相続人とする相続財産がある場合）、
収支予定表

2 戸籍・住民票等

- 本人の戸籍謄本
- 本人の住民票又は戸籍附票 ※マイナンバー表示のないもの
- 本人の登記されていないことの証明書
- 任意後見契約公正証書のコピー
- 後見登記事項証明書

3 診断書等

- 診断書（成年後見制度用）
- 鑑定についてのおたずね
- 本人情報シート（コピーしたもの）

4 本人についての資料

- 財産関係等の資料



成年後見制度利用にかかる費用

法定後見制度

1 申立てにかかる費用

	名称	取得先	金額
事前準備で必要な費用	本人の戸籍謄本（全部事項証明書）	本籍地市町村	450円 *1
	本人の住民票又は戸籍の附票	住所地又は本籍地市町村	300円 *1
	本人の登記されていないことの証明書	法務局	300円
	候補者の住民票又は戸籍の附票	住所地又は本籍地市町村	300円 *1
	診断書	医療機関	医療機関ごとの所定金額
裁判所に納める費用	収入印紙（申立て費用）		
	・後見開始	800円	800円～2,400円
	・保佐又は補助開始＋代理権付与	1,600円	
	・保佐又は補助開始＋同意権付与	1,600円	
・保佐又は補助開始＋代理権付与＋同意権付与	2,400円		
	収入印紙（後見登記手数料）		2,600円
	郵便切手		3,990円～
	・後見開始 3,990円（500円×2枚、100円×15枚、84円×10枚、63円×5枚、20円×10枚、10円×10枚、5円×5枚、1円×10枚） ・保佐、補助開始 4,990円（500円×4枚、100円×15枚、84円×10枚、63円×5枚、20円×10枚、10円×10枚、5円×5枚、1円×10枚） ※候補者1人増加につき500円×2枚を追加		
	鑑定料（必要がある場合 *2）		10万円程度

*1 東大阪市の場合を記載。住民票や戸籍謄本交付手数料は市町村によって異なります。

*2 鑑定省略の場合、鑑定料はかかりません。

※ 原則として、申立費用は申立人の負担となります。ただし、申立費用を本人負担とすることを希望する旨の上申書を提出した場合、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用については、この上申に基づき、これらの全部又は一部について、本人の負担とされる場合があります（必ずしも希望どおりに認められるとは限りません。）。

2 弁護士費用・司法書士費用

申立てが困難な場合は弁護士に委任することができますし、申立書類の作成が困難な場合は、弁護士や司法書士に作成を依頼することができます（いずれも有料です。）。依頼する弁護士や司法書士によって費用は異なりますので、依頼する弁護士・司法書士に事前に確認してください。

3 後見人等に対する報酬

後見人等は、報酬付与の申立てにより、裁判所の審判を得て、本人の財産から報酬を受け取ることができます。裁判所は、後見人等として働いた期間、後見人等が行った事務の内容、本人の財産の額や内容等を考慮して、後見人等に報酬を付与するのが相当かどうか、相当である場合には、報酬の額をいくらにすべきかを審判によって決定します。親族であっても報酬付与の申立てをすることはできますが、報酬を望まない場合は申立てをする必要はありません。

任意後見制度

1 任意後見契約書作成にかかる費用

- ・公正証書作成の基本手数料・・・11,000円
- ・登記嘱託手数料・・・・・・・・・・1,400円

- ・登記所に納付する印紙代・・・・2,600円

- ・書留郵便料・・・・・・・・・・約540円
- ・正本、謄本の作成手数料・・250円×枚数

2 任意後見監督人選任の申立てにかかる費用

- ・収入印紙（申立費用）・・・・・・・・800円
- ・収入印紙（登記嘱託費用）・・・・1,400円
- ・郵便切手・・・・・・・・・・3,990円
【500円×2枚, 100円×15枚, 84円×10枚,
63円×5枚, 20円×10枚, 10円×10枚,
5円×5枚, 1円×10枚】
- ・その他…診断書作成料、
戸籍謄本等交付手数料（所定の金額）

3 任意後見人、任意後見監督人に対する報酬

任意後見人の報酬額や支払方法は、法定後見制度と異なり、裁判所の審判ではなく任意後見契約の中で定められます。ただし、任意後見監督人については、任意後見監督人からの申立てを受けた裁判所が、審判によって報酬額を決定します。



申立てに当たっての注意事項

① **いったん申立てた手続を途中で取り止める（取り下げる）には、裁判所の許可が必要であり、簡単に取り下げることはできません。**

- ★ なお、後見等の開始の審判があれば、
申立てを取り下げることはできなくなります。



② **いったん後見等が開始すると、本人の判断能力が回復するか、本人が亡くなるまで続きます。**

- ★ 申立て当初の目的（保険金の受領や遺産分割等）が達せられたことを理由に、後見等を終わらせることはできません。
- ★ 後見人等を辞任するためには、裁判所に申立てをして辞任の許可を得る必要がありますが、正当な事由があると認められる場合でなければ、許可されません。

③ **後見人等は、本人の財産について、あくまでも「他人の財産」であるという意識を持って管理しなければなりません。本人の財産は、本人のことにしか使えません。**

- ★ 後見人等が本人と同居する近しい親族（たとえば、配偶者や子ども）であっても、本人の財産と後見人等他の人の財産を混同することはできません。
- ★ 本人の財産は、本人の不利益になるような使い方をすることはできません。したがって、本人の財産を贈与・寄付したり、投機的な運用をしたり、後見人等や他の人の借金の返済に使ったりすることは、原則として認められません。



④ 後見人等候補者が後見人等に選ばれるとは限りません。候補者以外の親族が選ばれたり、弁護士・司法書士・社会福祉士などの第三者専門職が選ばれたりすることがあります。また、後見監督人等が選任される場合や、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用が必要となる場合があります。

★ 後見人等として第三者専門職が選ばれた場合や後見監督人等が選ばれた場合は、原則として、本人の財産から報酬が支払われることとなります。

★ 後見人等や後見監督人等の選任に不服があっても、不服申立てをすることはできません。



⑤ 後見人等は、裁判所の監督を受けます。

★ 後見監督人等がいる場合は、その監督も受けます。

⑥ 後見人等が不正な行為を行った場合には、後見人等を解任されるだけでなく、民事上の損害賠償責任を問われたり、業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。



後見人等が行う仕事（後見人等事務）

後見人等が行う仕事（後見等事務）は、大きく、次の三つに分けられます。

- 1 財産管理事務
- 2 身上保護事務
- 3 報告事務

1 財産管理事務

後見人等は、その有する代理権の範囲に応じて、本人の財産管理を行います。

後見人等が、本人の財産に関する法律行為によって代理権を有している場合、その代理権の範囲に応じて¹、本人の財産を管理する権限（この権限を「財産管理権」といいます。）を有します。

後見人等は、この財産管理権に基づき、次のような事務を行います。

- ・ 本人の財産の調査，年間の収支計画の立案
- ・ 本人の収支の管理（年金・給料等の受取り，生活費の支出，税金の支払，借金の返済等）
- ・ 本人が有する財産（預貯金・有価証券・不動産等）の管理・処分
- ・ 遺産分割 等



¹ 成年後見人は、本人の財産の全面的な管理権を有しています。他方、保佐人・補助人は、成年後見人のように、初めから財産管理権を有しているわけではなく、裁判所から、個別の財産に関する法律行為について代理権付与の審判を受けた場合に、その代理権の範囲内で、財産管理権を有することになります。

* 後見人等ができないことの例

本人のために財産を適切に管理するという観点から、後見人等は、原則として、以下のような行為をすることはできません。

- ・ 本人の財産を贈与・寄付すること
- ・ 本人の財産を使って本人以外の借金を返済すること
- ・ 本人の財産を使って投機的な運用をすること
- ・ 本人の財産を扶養親族とは認められない人の生活費に使うこと
- ・ 本人に不利益な遺産分割をすること
- ・ 本人に退院の見込みがないにもかかわらず、本人の引取りを理由とした後見人等の自宅の改装費用を、本人の財産から支出すること



2 身上保護事務

後見人等は、法律上、後見等事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないという義務を負っています。そのため、本人の身上面に配慮して、以下のような事務を行うことが求められます（身上保護事務）。

- ① 選任直後の情報収集・身上保護の方針決定
- ② 居所・介護サービス・障害福祉サービスに関する事務
(施設の入所契約・介護サービス・障害福祉サービス契約の締結や契約後の見守り、本人が自宅で生活する場合の自宅の修繕、要介護認定等行政上の認定等の申請・更新・異議申立て等)
- ③ 医療に関する事務（医療契約・入院契約の締結、医療行為に関する医師の説明への対応、退院・転院の検討や次の居所の確保等）
- ④ 就労や日中活動事業所における作業に関する事務（就労支援、労働契約の締結、就労状況・処遇の見守り等



- ⑤ 日常生活に関する事務（生活環境を整備するための支援や、趣味・娯楽といった本人の生活を向上させるための支援等）、
- ⑥ その他特定の分野に限定されない一般的な職務・作業（親族や支援者等の関係当事者間の連絡調整作業等）

➡ なお、後見人等には、これらの事務を行うに当たって、本人が自分のことを自分で決められるように、本人の意思決定を支援することが求められています。



* 後見人等ができないことの例

- 後見人等の権限は契約等の法律行為にしか及ばないことから、以下のような行為はできません。
 - ・ 本人に手術・入院等を強制したり、施設に強制的に入所させること
- 本人と後見人等の利益が相反することや、その潜在的可能性があることはできません。
 - ・ 本人と後見人等が共同相続人である場合の遺産分割
 - ・ 本人の債務について、後見人等が保証人や連帯保証人になること
 - ・ 本人が入院や施設入所をする際に、後見人等が身元保証人や身元引受人になること
- 性質上、本人の意思のみによって決めるべきことがらについて、後見人等が同意や代理をすることはできません。
 - ・ 臓器移植に同意すること
 - ・ 本人の離婚手続を代理すること



3 報告事務

後見人等は、原則、1年に1回、本人の生活状況と財産の管理状況について、裁判所に報告し、裁判所の監督を受けます。

